



平成22年12月6日(月)

ダイレクト納付の取り扱い開始について ～電子申告により、ワンストップで納税が完了します！～

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、お客さまの利便性向上と電子納税の推進のため、平成23年1月17日(月)から、所得税など国税の「ダイレクト納付」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

なお、本サービスのご利用には、事前に税務署への届け出が必要であり、平成23年1月17日(月)のサービス開始に向けて、平成22年12月6日(月)から税務署での「ダイレクト納付利用届出書」の受け付けが開始されます。

当社は、今後ともお客さまの利便性向上を目指し、新しい商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

記

1 サービス概要

- 従来、電子申告と電子納付は別々に行う必要がありましたが、本サービスは、お客さまが事前に税務署に届け出をしておけば、e-Tax(注)(国税電子申告・納税システム)を利用して電子申告等を行った後、届け出した預金口座からの振替により、ワンストップで納税が完了する新たな納付サービスです。

(注)申告などの国税に関する各種手続きについて、インターネットを利用して手続きが行えるシステムです。

| | |
|-----------|--|
| サービス開始日 | 平成23年1月17日(月) ※税務署での口座振替契約の受け付けは、平成22年12月6日(月)から開始されます。 |
| 納付可能税目 | 源泉所得税、法人税、消費税および地方消費税 など |
| 利用可能な預金口座 | 普通預金、当座預金、納税準備預金 |
| 利用可能時間 | 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後9時 ※土日・祝日および、12月29日～1月3日を除く。 |

2 ご利用のメリット

- (1)税務署や当社本支店窓口に出向くことなく、自宅やオフィスなどからの納付が可能です。
- (2)電子申告の後、簡単なクリック操作で即時または期日を指定してのダイレクト納付ができます。
- (3)税理士がお客さまに代わって納付手続きを行うことが可能です。
※納税者本人の納税用確認番号等を登録しておく必要があります。

3 ご利用にあたっての注意事項

- 本サービスの利用には、事前に国税局のe-Taxの利用手続きが必要となるほか、税務署へ「ダイレクト納付利用届出書」を提出する必要があります。
- 「ダイレクト納付利用届出書」を税務署に提出後、利用開始まで約1ヵ月程度かかりますので、ご注意ください。

以上

| | | |
|---------------|-------------------|------------------|
| 本件に関するお問い合わせ先 | 営業企画部 佐々木 | TEL 086-221-1083 |
| 報道関係のお問い合わせ先 | 経営戦略室(広報担当) 藤岡・齋藤 | TEL 086-221-1057 |